

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380089

研究課題名(和文)福祉的支援を必要とする被疑者・被告人と刑事手続のあり方に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical Study of Disposition of Criminal Suspects and Defendants with the need of Welfare Support in the Criminal Proceedings.

研究代表者

葛野 尋之 (Kuzuno, Hiroyuki)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90221928

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：現在までに、福祉的支援を必要とする被疑者に対して、検察官の訴追裁量権限の行使を通じて、福祉的支援による再犯防止措置と結びつけた起訴猶予が拡大している。この傾向は、刑事手続の原理・原則という観点からすると、無罪推定法理、適正手続、当事者主義的刑事手続の一方当事者たる検察官の地位との整合性・適合性において、重大な問題をはらんでいる。

研究成果の概要(英文)： Public Prosecutor Office have extended the suspension of indictment in order to provide the measures to prevent the reoffending for the suspects with need of welfare support. From the viewpoint of fundamental principles of criminal procedure, this trend is inconstant with presumption of innocence, due process of law and status of public prosecutor as one party to the adversarial criminal proceedings.

研究分野：刑事法

キーワード：起訴猶予 福祉的支援 再犯防止 訴追裁量 精密司法 検察官 刑事手続 刑事弁護

1. 研究開始当初の背景

(1) 高齢者・知的障がい者と刑事司法

65歳以上の高齢者および知的障がい者が、近年、万引き、無銭飲食など軽微な犯罪を行うことにより刑事司法にますます広く、それらを繰り返すことによりますます深く、取り込まれている。犯罪白書によれば、2007年までの20年間に、一般社会の高齢者人口の増加は2.0倍であったのに、検挙人員は4.9倍、起訴人員は7.4倍、新規受刑者数は6.1倍に増加している。軽微な財産犯による検挙の割合が高いことが特徴である。また、再犯および刑事施設再入所の状況も深刻である。同様の状況が、知的障がい者についてもみられる。

(2) 高齢者・知的障害者の福祉的支援のニーズ

犯罪白書の分析などから、以下のようなことが明らかになっている。貧困で、家族・親族の支えもない孤立した高齢者や知的障がい者は、それらによって生じる福祉的支援のニーズを有している。そのニーズが満たされないなかで、万引き、無銭飲食など軽微な犯罪を行い、刑事司法と接触する。刑事司法から解放された後も、多くの場合、生活状態に改善はみられず、再犯へと至る。高齢者について微罪処分率、起訴猶予率は一般に高いとはいえ、軽微であっても再犯であり、とくに貧困と社会的孤立のなかにあるがために、微罪処分も、起訴猶予も受けにくくなり、何度目かに正式起訴をされる。正式起訴された場合、刑法の再犯加重規定や執行猶予の適用制限も与って、執行猶予を受けにくくなる。ついに実刑を受けると、釈放後、生活状態はいっそう悪化し、福祉的支援のニーズがますます高まる一方、かえって支援を受けにくくなるというジレンマに陥る。こうして釈放後も再犯を繰り返し、刑務所への出入りを繰り返す。福祉的支援はますます遠ざかっていく。

(3) 福祉的支援のための刑事司法からの離脱

現在、地域生活定着支援センターを核とする取り組みなど、矯正および更生保護において、高齢者・障がい者の福祉的支援のニーズに応えようとする動きが広がっている。しかし、刑事司法のなかでの福祉的支援には限界があることもたしかである。施設・設備、予算、専門性のある人的リソース、経験の不備・不足があり、また、刑事司法を支配する応報原理および犯罪抑止目的が、刑事手続の各段階における処分を方向づけることになるため、必然的に福祉的支援ニーズの充足が制約されるからである。かくして、再犯防止への関心も与って、高度な福祉的支援のニーズを有する高齢者・知的障がい者について、刑事司法において、その原理・目的から必要とされる処分・措置が終了した後にはではなく、早期に刑事司法から離脱させ、支援へとつないでいく可能性が追求されるべきことが認識さ

れ、各地において、刑事司法と福祉の連携を目指す実践が始まっている。検察庁も、高齢者・障がい者の福祉的支援ニーズの調査とその充足による再犯防止への配慮を強める姿勢を示している。

(4) 刑事手続のあり方と刑事法理論の探求

このような実践は、実際上の必要に応えるべくして、むしろ福祉主導により始まったものであり、刑事手続としてどのような対応が可能か、また、妥当かについての理論的探究は未発達である。しかし、刑事司法と福祉が良好な連携を維持・発展させ、今後進むべき方向を明らかにするためには、刑事手続のあり方に関する理論的探究を進め、両者の連携に対する理論的基盤を構築することが不可欠である。そうでなければ、刑事手続の原理・原則、その構造からみて歪みが生じ、両者の良好な連携が阻害されることになる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、(1)福祉的支援を必要とする被疑者・被告人について、刑事事件の弁護人を通じて、その支援ニーズと支援提供の具体的方法に関する専門的調査の結果を、起訴猶予、執行猶予など刑事手続上の判断に反映させ、刑事手続から早期に離脱させ、福祉的支援につなげようとする日本の実践について、その現状を明らかにし、直面する理論的課題を析出したうえで、(2)現在の刑事手続の構造のもとで、どのようにして刑事手続からの早期離脱を促進し、福祉的支援へとつないでいくことが可能であり、妥当なのか、(3)そのなかで、刑事弁護においてどのような活動が期待されるか、(4)福祉的支援の提供に向けて刑事手続からの早期離脱を促進するために、刑事手続の構造についてどのような改革が必要とされるか、を明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究は、上記目的を達成するために、(1)高度な福祉的支援ニーズを有する被疑者・被告人の刑事手続からの早期離脱と確実な支援の提供に向けた日本の実践について、現地訪問、関係者インタビュー、裁判傍聴などの調査を実施し、その現状と理論的課題を明らかにし、(2)蓄積された先行研究の成果を踏まえつつ、刑事手続のあり方に焦点を合わせ、刑事手続の原理・原則、その基本構造との整合性という観点から、刑事司法と福祉の連携について理論的検討を行い、(3)そのさい、実践、理論の両面において先進性の認められるイギリス法の比較法研究を行い、(4)研究の進捗を、刑事法研究者・実務家のみならず、福祉関係者の研究者・実務家との学際的討議にも付し、その意見を汲み上げ、その後の研究にフィードバックし、(5)研究論文、国際学会・国内学会の報告として、研究成果を

発表する。

4. 研究成果

(1) 近時の動向

検察庁は、近年、刑事政策ないし再犯防止に対して、積極姿勢を強めている。背景には、福祉的支援を必要とする高齢者・障がい者が、数多く、社会においてその必要が満たされないままに、軽微な犯罪を繰り返し、刑事司法へと深く取り込まれているという認識の広がりとともに、再犯防止が国の重要な政策課題として掲げられたことがある。この積極姿勢は、現在、とくに福祉的支援を必要とする高齢者・障がい者の軽微事件、子ども虐待事件などにおいて、起訴猶予の積極化、保護観察付執行猶予の求刑などの形で、検察官による個別事件の取扱いのなかに具体化している。

貧困で社会的に孤立した高齢者・障がい者のように、犯罪の背景に満たされない福祉的支援のニーズが存在し、これらの人々が社会生活を円滑に送るためには福祉的支援が必要とされるときに、刑事司法との深い接触が、これらの人々から福祉的支援をますます遠ざける結果、犯罪をくり返し、社会と刑事施設とを往き来するという負のスパイラルを生むことからすれば、これらの人々の福祉への権利を実現するためにも、それを通じて市民としての社会生活を再建するためにも、刑事司法からの早期離脱を促進しなければならない。このとき、再犯防止の効果もあがる。

早期離脱の手段として、警察段階での微罪処分は限定的であり、執行猶予についても刑法上の制限が強いことからすると（刑法 25 条 2 項。再犯加重の規定もある（刑法 56～59 条））、検察官の決定する起訴猶予に高い期待が寄せられるのも自然である。事実、行為者の再犯防止措置と結びつける形で、起訴猶予によって刑事司法からの早期離脱を積極化する実務が広がっている。その前提には、検察官が広汎な訴追裁量権を与えられ（刑訴法 248 条）実際に、起訴猶予が広く用いられてきたことがある。

しかし、再犯防止措置と結びつけて起訴猶予を積極活用するなかで、福祉的支援を含む再犯防止措置を起訴猶予の実質的な条件とし、さらに措置の実効性を確保するための手段を講じようとするとき、そのことは、適正手続や無罪推定法理との矛盾をはらみ、また、公判中心主義の手続構造や検察官の基本的地位・役割とも整合しない可能性がある。

(2) 起訴猶予と再犯防止措置-二つのモデル

再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の活用については、これまでに、さまざまな実践例が報告されているが、検察官による起訴・不起訴の決定と再犯防止措置との関係性に着目すると、二つのモデルに分類することができる。

第 1 に、処分決定後措置モデルと呼ぶべきものである。「新長崎モデル」、「更生緊急保

護事前調整モデル」、それを引き継いだ「更生緊急保護の重点実施」など、軽微な犯罪により逮捕・勾留された高齢者・障がい者を刑事司法から早期に離脱させ、必要な福祉的支援へとつなぐための取組み、いわゆる「入口支援」がこれに当たる。検察庁に常勤・非常勤の社会福祉士を配置し、福祉的支援に関する調査・調整を行わせただうえで、起訴猶予の決定後、福祉的支援へとつなげていく取組みも、このモデルに含まれよう。このモデルは、起訴猶予の決定後に、対象者に対して再犯防止措置を講じるものであるが、起訴猶予の決定前から、勾留されている被疑者の同意を得て、福祉的支援の必要性・有効性を調査し、その提供のための調整を行う。

第 2 に、処分決定前措置モデルと呼ぶべきものである。実践例としては、子ども虐待・DV 被疑者に対する「心理療法プログラム」、生活指針たる遵守項目を定める「生活指針プログラム」などを含む、仙台地検・刑事政策推進室の「再犯防止実践プログラム」、在宅被疑者について、検察官の定期的な面談とともに、更生保護女性会への委託などの環境調整措置を講じるさいたま地検・刑事政策総合支援室の「再犯防止等プログラム（試行）」がある。このモデルは、在宅または勾留中の被疑者の同意を得て、再犯防止措置に関する調査を行い、一定の措置を講じるとともに、起訴猶予後の措置の調整を行った後に、起訴・不起訴を決定する。

これら両モデルを比較すると、処分決定後措置モデルは、対象者が居住すると約束した福祉施設から早期に退去してしまうなど、起訴猶予の決定後にとられた再犯防止措置が予定どおりに実施できなかった場合でも、検察官がいったん起訴猶予とした事件を再起する可能性は低く、その威嚇力はほとんど働かないので、起訴猶予の決定後においては、措置受入れへの猶予者の同意の任意性を確保しやすい。反面、処分決定前になされる調査への同意の任意性は希薄化しやすく、事件再起の威嚇力の弱さから、起訴猶予後における再犯防止措置の継続的受入れ、したがって再犯防止措置の有効性を確保しにくいとされる。措置受入れの継続を確保するために、事件再起の積極化、条件付起訴猶予の制度化も提案されている。

他方、処分決定前措置モデルは、調査を経て、一定の措置を講じたうえで、起訴・不起訴を決定することになるので、起訴の威嚇力が働き、そのことから、調査および措置受入れへの同意を獲得しやすく、したがって再犯防止措置の効果をあげやすいといえよう。反面、調査および措置受入れへの同意の任意性が希薄化する。

(3) 起訴猶予の現状と歴史的展開

再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の積極活用は、検察官の広汎な訴追裁量権を前提としている。公訴提起の権限を独占する検察官は、刑訴法 248 条により広汎な訴追裁量権

を与えられている。実務上、起訴猶予は広く用いられており、一般刑法犯についてみると、2015年、起訴が39.1%、その他の不起訴が21.3%であったのに対し、起訴猶予は39.7%を占めている。また、2000年代中頃から、起訴猶予を含む不起訴率が高まり、起訴率の低下傾向がみられる。

歴史的展開を概観すると、起訴猶予は、明治初期に運用上のものとして始まり、明治中期に本格化した。当初は、訴訟経済面の効用が強調され、軽微事件の手續を打ち切るという微罪処分的運用がなされていた。明治後期になると、起訴猶予の積極活用が推奨され、それにともない、起訴猶予が再犯防止に寄与するとする特別予防目的が強調されるようになった。1905年には刑の執行猶予制度が導入され、1907年、現行刑法において規定化されたが、刑の執行猶予となる事件はあらかじめ起訴猶予とすべきだとされ、その積極活用は変わらなかった。これにともなって、検察官の被疑者取調べが常態化し、再犯防止の観点からの情状調査がなされるべきだとされた。

1922年、旧刑法において、起訴猶予は明文規定により制度化された(旧刑法279条)。起訴猶予率は、1923年には50%を超え、1929年には55%に達した。特別予防目的がますます強調され、猶予者に対して保護観察の措置が付され、再犯または重大な遵守事項違反があった場合、起訴猶予が取り消され、事件再起がなされた。起訴猶予率は、1931年には59.5%、1934年には63.9%に上り、起訴・不起訴の決定に関する検察官の訴追裁量の行使は、裁判官の裁判と同視される傾向が強まった。また、起訴猶予率の上昇にともない、猶予者に対する保護観察の措置はいっそう強化され、事件再起も積極化した。

現行刑法(1948年)においても、起訴猶予を認める明文規定が維持されたが、新たに「犯罪の軽重」を考慮すべきことが付加された。この規定改正とともに、現行法における捜査権限の限定、公判中心主義、旧刑法下での「準司法官」ではなく、捜査・訴追機関たる当事者としての検察官の基本的地位・役割などからして、特別予防目的による起訴猶予が限定されるかにみられた。現行法施行当初は旧法時代の運用が継承され、特別予防目的が強調され、起訴猶予率も高かったものの、1960年頃から起訴猶予率は低下し、事件再起も希有な例外とされた。また、起訴猶予と保護観察の措置との結びつきが切断され、実質的な最終処分としての起訴放棄型の起訴猶予が定着した。

このように、起訴猶予は、微罪処分的運用に始まり、特別予防目的の強調を経て、起訴放棄型の運用において定着した。特別予防目的が強調されるときは、保護観察の措置が結びつけられ、それが「失敗」した場合の事件再起が積極化した。起訴猶予は、特別予防目的の強調のなかで拡大し、それは、捜査段階における被疑者取調べの拡大と表裏の関係

にあった。とくに再犯防止の観点から、詳細な情状調査が必要だとされた。

(4) 刑事司法の原則・基本構造との不整合
再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の積極活用が広がるなかで、再犯防止措置が起訴猶予の実質的な条件とされることになると、以下のように、刑事司法の原則および基本構造との関係において、深刻な問題が生じるであろう。

処分決定後措置モデルとして展開された「入口支援」についてみると、再犯防止措置の必要性・有効性に関する調査および措置の調整は、起訴・不起訴の決定前に行われるから、調査および起訴猶予後に提供される措置の受入れについて同意するよう、被疑者に対して、起訴の威嚇による心理強制が生じることになる。起訴され、有罪となると、実刑が見込まれるような被疑者にとって、起訴の威嚇による心理強制、逆に言えば、誘引としての起訴猶予の心理強制は、同意の任意性を疑問視させるに足りるものといえよう。また、起訴・不起訴の決定前に措置の受入れに同意しながら、決定後に措置を拒絶することは実際上容易ではなからう。このようにして、調査および措置についての被疑者・猶予者の同意の任意性は、希薄化することになる。このとき、再犯防止措置は、実質的にみれば、起訴猶予の条件となる。

ある程度の心理強制が働いたとしても、起訴猶予の条件として一定の措置をとることは不合理ではないとの見解もある。しかし、有罪・実刑へとつながる起訴の威嚇による心理強制は重大なものであるし、問題となるのは、裁判所の有罪認定に基づく、裁判所による処遇の決定ではなく、検察官の起訴猶予の決定に結びつけられた再犯防止措置の受入れであり、その必要性・有効性に関する調査なのであるから、被疑者の同意については、任意性が厳格に要求されるべきであろう。

「入口支援」の実践には、具体的な法的根拠が存在しない。法的根拠が曖昧なままに、同意の任意性に疑問のある、この意味において実質的に強制的契機をはらむ措置を決定することは、適正手續に整合しない。裁判所の有罪認定に先立ち、必然的に被疑者のプライバシーの深部にまで及びうる調査を行い、再犯防止のための積極的措置をとることは、無罪推定の法理にも抵触する。

再犯防止措置に関する調査・調整がなされ、詳細な情状調査を含む被疑者取調べが行われることにより、起訴・不起訴決定前の手續が肥大化するおそれがあり、また、再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の積極活用により、起訴がますます厳選されることになると、公判中心主義がいっそう後退する結果となる。

さらに、再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の決定は、検察官が、実質的な有罪認定に基づき、再犯防止のための積極的処遇を決定することほかならず、そのような積極的な処

遇決定を検察官に委ねることは、旧刑訴法下のように、裁判所と同格の立場にあり、裁判所の職権行使を補助するという検察官の「準司法官」的性格を承認することを意味し、現行刑訴法における捜査・訴追機関たる当事者としての検察官の基本的地位・役割と整合しない。

これらの問題は、かつて横浜方式について指摘されたものと重なるが、いくらか程度は弱まるにせよ、処分決定後措置モデルの「入口支援」にも妥当する。

処分決定前措置モデルについては、再犯防止措置に関する調査・調整だけでなく、措置の提供が起訴・不起訴の決定前になされることから、起訴の威嚇による強い心理強制が働き、調査および措置を受けることへの同意の任意性が、いっそう希薄化することになる。そうすると、再犯防止措置について、起訴猶予の条件たる性格がますます強くなる。このとき、適正手続との抵触はさらに深まることになる。無罪推定の法理との矛盾、捜査・取調べの肥大化と公判中心主義の後退、検察官の基本的地位・役割との不整合という問題は、処分決定前措置モデルにも妥当する。

(5) 事件再起の積極化および条件付起訴猶予の制度化の提案

処分決定後措置モデルとして展開した「入口支援」については、起訴猶予の決定後において、猶予者による福祉的支援の継続的な受入れを確保し、もって再犯防止措置の実効性をあげることが課題だとされてきた。刑の執行猶予であれば、必要に応じて保護観察を付すことができるのに対して、現行法上、起訴猶予に保護観察を付すことは認められていない。更生緊急保護による支援は、釈放後6月以内に限られ、本人の「意思に反しない場合」にのみ許される（更生保護法85条）。

再犯防止措置の実効性を確保するために、事件再起を積極化すべきとする提案がある。福祉的支援を受けることを事実上の条件として起訴猶予とした場合において、猶予者が福祉機関の指導に従わず、入所した福祉施設から逃走したときなどは、起訴猶予とした事件を再起すべきだとする提案である。このような起訴猶予はあくまでも再犯防止を目的とするものであるから、「更生が期待できなくなった場合には、原則に戻った措置をとる必要があるし、また、このような毅然とした態度を取ることが、結局、更生の実効性を高める」ことになるというのである。この提案は、限定された事件についてのこととはいえ、事実上「起訴放棄」として定着した起訴猶予の性格を大きく転換させるものである。

さらには、条件付起訴猶予を制度化すべきとする提案もある。すなわち、起訴猶予にさいして、被疑者の同意を得たうえで、遵守事項、処遇プログラムへの参加などを条件として設定し、起訴猶予後にそれらの条件の遵守・履行を求め、正当な理由なく遵守・履行に重大な違反があった場合には、事件の再起、

あるいは条件の変更をもって対処するという新制度を導入すべきだとするのである。

この提案において、福祉的支援は、それ自体を条件として直接義務付けるのではなく、遵守・履行すべき事項を条件として設定し、対象者に対して指導や処遇を行うなかで、必要性和本人の意思に応じて、福祉的支援へとつなげていくという仕組みが想定されている。司法が福祉に「丸投げ」するのではなく、このような形で、「『司法』と『福祉』」がともに対象者への対応に関わり、対象者の社会生活を見守りつつ、社会生活への定着に応じて徐々に『司法』が手を引いていくという構造が必要であって、これまでの「入口支援」のように、福祉的支援を前提として起訴猶予とし、緩やかな形で福祉につなげるという「『日本的』な運用」によっては、起訴猶予後短期間のうちに委託された福祉施設から無断退去するような事案に的確に対処することができず、再犯防止措置の実効性を確保することができないというのである。

事件再起の積極化の提案は、事件再起の威嚇によって、また、条件付起訴猶予の制度化の提案は、条件の厳格化や事件再起の威嚇のもとで、直接の条件として遵守・履行を義務づけることによって、いずれも、再犯防止措置を起訴猶予の条件とする形で、両者の結びつきを格段に強固にしようとするものである。このとき、福祉的支援に関する調査とその受入れについて、被疑者・猶予者の同意が要求されたとしても、その同意の任意性はいっそう希薄化する。また、起訴猶予は、再犯防止のための積極的処遇としての性格をさらに強めることとなる。再犯防止措置の必要性・有効性に関する調査も、詳細な情状調査とともに、さらに徹底されるべきということになる。かくして、被疑者・猶予者の同意の任意性の希薄化、適正手続および無罪推定法理との抵触、捜査・取調べの肥大化と公判中心主義の後退、検察官の「準司法官」的性格の承認という問題は、いっそう深刻なものとなる。

(6) 早期離脱促進の課題

再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の積極活用には、このような深刻な問題がある。とはいえ、本稿が冒頭において指摘したように、福祉的支援を必要とする被疑者・被告人を刑事司法から早期に離脱させ、福祉的支援へとつなぐことは、それ自体として重要課題である。この課題にどのように応えるべきか。

これまでの「入口支援」のように、福祉的支援と結びつけた起訴猶予を活用する限り、先にあげた問題から免れることはできないというべきであろう。そのような限界のもとでもなお、可能な限り、福祉的支援に関する調査および支援の受入について、被疑者・猶予者による同意の任意性を実質化し、検察官による起訴・不起訴の決定過程を透明化しなければならない。

そのためには、弁護人の援助が重要である。

弁護人としては、調査および支援について被疑者が十分に理解していることを確認し、もし不十分であれば、検察官および調査を担当する社会福祉士などに、あらためて丁寧な説明を要求すべきであろう。また、被疑者は、弁護人と十分協議したうえで、同意するかどうかを決定する必要がある。検察官が起訴・不起訴を決定するにあたり、弁護人は、被疑者の意向に沿いつつ、検察官に対して必要な情報を提供するとともに、検察官から情報の開示を受け、意見を述べるべきことになる。

本来、現在の手続構造のもとで単純離脱を積極化するためには、警察段階での微罪処分については、被疑者の年齢などを考慮して再犯の除外を緩和し、また、起訴猶予については、再犯防止のための積極的措置と結びつけるのではなく、単純な「微罪処分」型起訴猶予に転換させるべきであろう。在宅または勾留中の被疑者について、犯罪捜査と並行して、刑事司法から独立した機関が福祉的支援に関して専門的調査を実施し、その必要性・有効性を認めた場合には、このような微罪処分または起訴猶予の後、支援へとつなぐことになる。この場合にも、調査および支援の受入れへの被疑者・猶予者の同意の任意性を実質化するために、弁護人の援助が提供されなければならない。このような仕方によるのであれば、福祉的支援につなぐための早期離脱を積極化したとしても、刑事手続の原則・基本構造との不整合は生じにくいであろう。

(7) 公判段階での手続打切による離脱促進

刑事手続のより大規模な構造改革と結合させるのであれば、公判段階での手続打切による単純離脱を可能にするような手続構造を構築することが課題となろう。そのためには、罪責認定と量刑手続の二分、無条件の手続打切、刑の宣告猶予、さらには福祉的支援の必要性・有効性を科学的に解明するための判決前調査の制度化などが課題となる。

もちろん公判手続に付されることは、それ自体、被告人にとって負担となる。しかし、それを回避するために、再犯防止措置に結びつけた起訴猶予を積極活用するというのではなく、起訴猶予の「微罪処分」化、捜査・取調べのスリム化、起訴前・起訴後の身体拘束の回避、起訴後の手続打切の活用などにより、起訴にともなう公判手続の負担を軽減する方向を追求すべきであろう。起訴にともなう烙印効果も、公判段階での手続打切が広がり、有罪判決と刑の宣告に至らない事件が増加することによって、軽減されるであろう。それでもなお、被告人一人に注目するならば、起訴された方が、されないよりも負担が大きいことはたしかである。しかし、起訴にともなう手続的負担と烙印効果を軽減することにより、現在に比べ、起訴されること自体の不利益性が軽減されることになる。また、起訴された場合、されなかった場合を合わせた被疑者・被告人の不利益の総和は、現在よりも相当軽減されるはずである。

本来、再犯防止のための積極的処遇の決定は、たんに再犯防止措置の必要性・有効性のみによって判断すべきものではなく、それと、犯罪行為についての行為責任、措置にとまなう自由の制約との均衡点を決することにほかならない。このような拮抗する価値の衡量に基づく均衡点の発見こそ、司法の担うべき役割である。再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の積極活用は、そのような司法本来の役割を切り崩すことになる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

葛野尋之、検察官の訴追裁量権と再犯防止措置、法律時報 89 巻 4 号 12-18 頁、2017 年 4 月、査読無

葛野尋之、刑事司法のモデル論、朴元奎 = 太田達也編『リーディングス刑事政策』、法律文化社、91-105 頁、2016 年 4 月、査読無

葛野尋之、訴追裁量、川崎英明 = 葛野尋之編『リーディングス・刑事訴訟法』、法律文化社、168-181 頁、2016 年 4 月、査読無

葛野尋之、イギリスの刑事弁護、後藤 昭 = 高野 隆 = 岡 慎一編著『現代の刑事弁護 (第 3 巻)・刑事弁護の歴史と展望』、第一法規、301-332 頁、2014 年 9 月、査読無

葛野尋之、高齢者犯罪と刑事手続、刑法雑誌 53 巻 3 号 63-77 頁、2014 年 5 月、査読無

〔学会発表〕(計 1 件)

葛野尋之、起訴猶予と再犯防止措置---刑事手続法の観点から、日本刑法学会 94 回大会・ワークショップ「起訴猶予と再犯防止措置」、名古屋大学(愛知県・名古屋市)、2016 年 5 月 22 日

〔図書〕(計 1 件)

葛野尋之、『刑事司法改革と刑事弁護』、現代人文社、1-399 頁、2016 年 3 月

6. 研究組織

(1) 研究代表者

葛野 尋之 (Kuzuno, Hiroyuki)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90221928